

令和3年9月30日

第 15 回

余市町農業委員会総会議事録

余市町農業委員会

1. 令和3年9月30日午後1時30分より、余市町役場301・302会議室において、第15回余市町農業委員会総会を余市町農業委員会会長 細山正己これを招集した。

2. 定刻までに参集した委員は次のとおりである。

議席番号	1番	村井貞治
〃	3番	片山裕
〃	4番	野呂栄二
〃	5番	村尾哲郎
〃	6番	土居義和
〃	7番	川合一
〃	8番	井川和彦
〃	9番	落雅美
〃	10番	石岡渡
〃	12番	曾我貴彦
〃	13番	山本秀弘
〃	14番	金子秋雄
〃	15番	坂本政隆
〃	16番	細山正己

3. 本日、この会議を欠席した委員は次のとおりである。

議席番号	2番	中岡博晃
〃	11番	有田均

4. 本日、この会議に参加したる者の職・氏名は次のとおりである。

余市町農業委員会	事務局 局長	濱川龍一
	事務局次長兼農地係長	森谷満
	農地係 主事	篠原司

5. 本日の日程は、次のとおりである。

議事録署名委員の指名

報告第1号 農地の利用状況調査の結果について

議案第1号 現況証明願いについて

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農地の利用状況調査結果に基づく非農地の決定について

(開会宣言の時刻午後1時30分)

議長 定刻になりましたので、ただ今から第15回余市町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は、14名であります。

よって過半数に達しましたので、余市町農業委員会会議規則第10条の規定により総会は成立いたしました。

なお、本日、2番・中岡委員、11番・有田委員は所用のため、欠席する旨、届出がありましたことをご報告いたします。

本総会の傍聴について、ご報告いたします。

本会会議規則第30条の規定に基づき、報道関係者を除く一般傍聴人を10名に制限することをご報告いたします。

本総会に付議する案件は、報告1件、議案6件であります。

それでは、日程に入らせていただきます。

はじめに、議事録署名委員の指名についてをお諮りいたします。

一同 議長指名

議長 議長指名ということですので、私の方から指名させていただきます。

7番・川合委員、14番・金子委員のご両名にお願い申し上げます。

それでは、案件の審議に入ります。

報告第1号 農地の利用状況調査の結果についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

森谷次長 議長、番外

議長 はい、番外

森谷次長 ただ今、上程されました、報告第1号につきまして朗読説明させていただきます。

報告第1号 農地の利用状況調査の結果について。

このことについて、農地法第30条第1項の規定に基づき調査を実施した結果、別紙のとおり報告する。

令和3年9月30日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。

4ページをお開き願います。

こちらのページが、農地利用状況調査結果集計表で、8月25日、26日に実施しました農地パトロールにより、遊休農地と判定した土地の面積を地域別にまとめたものであります。

遊休農地1号計40,528㎡で、2号計0㎡、遊休農地合計40,528㎡でございます。

5ページをお開き願います。

こちらのページが、農地パトロールにおける筆ごとの明細で、合計14筆、

調査年月日及び調査委員につきましては、令和3年9月21日、落委員、井川委員、石岡委員の3名で現地調査を行ってございます。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条第2項第1号から第7号までの各号に該当しないでございます。

理由につきましては、譲渡人、所有農地を一部譲り渡すもの、譲受人、経営規模拡大のため農地を譲り受けるものでございます。

農地法第3条調査書につきましては、9ページに記載しております。

以上1件の申請でございます。

申請番号1番につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため法の許可要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 　ただ今の説明に関連して、現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

9番 　申請番号1番の農地法第3条の規定による許可申請について、9月21日、事務局を含め、井川委員、石岡委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号1番については、経営規模を縮小する譲渡人と、経営規模を拡大する譲受人との間で売買の合意に至り、本申請をしたものです。

調査の結果、申請番号1番は、取得後も機械の能力・農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

議長 　事務局からの内容説明と調査委員の報告が終わりましたので、質疑に入ります。

議案第2号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一同 　異議なし

議長 　ご異議がないようですので、議案第2号につきまして申請のとおり可と決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

篠原主事 　議長、番外

議 長 ご異議がないようですので、議案第5号につきましては、提案のとおり可
と決定いたします。

(山本委員入室)

次に議案第6号 農地の利用状況調査結果に基づく非農地の決定について
を議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

森谷次長 ただ今、上程されました、議案第6号につきまして朗読説明させていただきます。

議案第6号 農地の利用状況調査結果に基づく非農地の決定について。

このことについて、農地法第30条第1項の規定に基づき調査を実施した
結果、別紙農地を農業上の利用増進を図ることが見込まれない農地と区別さ
れたことから、非農地の決定について審議採決願いたい。

令和3年9月30日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。

26ページをお開き願います。

こちらのページが、報告第1号でも触れました、農地パトロールにて、非
農地判定を行った土地の明細でございます。

非農地につきましては、合計21筆、73,245㎡でございます。

以上、農地利用状況調査結果でございます。ご審議の上、ご決定賜ります
ようよろしくお願い申し上げます。

議 長 事務局からの内容説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議案第6号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、議案第6号につきましては、提案のとおり可
と決定いたします。

以上、本日ご提案申し上げました案件は、全て終了いたしましたので、第
15回総会を閉会いたします。

皆様、お疲れ様でございます。

(閉会宣言の時刻 午後2時00分)

(本会議所要時間 22分)

この議事録は相違ないことを認め、署名する。

議 長 余市町農業委員会 会 長

議事録署名委員 余市町農業委員 7 番

議事録署名委員 余市町農業委員 14 番